

中間申告制度について

法人税や消費税などには中間申告制度があります。
具体的な仕組みについて、税目別に分けて説明します。



1. 法人税

申告義務

以下の金額が 10 万円を超える場合は中間申告の義務が生じます。

「前事業年度の法人税額×6 / 前事業年度の月数」

納税額

- ・前年度実績による方法

「前事業年度の法人税額×6 / 前事業年度の月数」が納税額となります。

- ・仮決算による方法

期首から 6 か月間を 1 事業年度とみなして仮決算を行い、納税額を計算します。

申告・納付期限

事業年度開始の日以後 8 か月以内です。



2.消費税

申告義務、納税額、申告・納付期限は前課税期間の消費税額に応じて下記のように決まっています。

| 前課税期間の消費税額 | 48万円以下 | 48万円超～400万円以下 | 400万円超～4,800万円以下 | 4,800万円超 |
|------------|--------|----------------|-------------------|----------------------|
| 申告義務(申告回数) | 申告不要 | 年1回 | 年3回 | 年11回 |
| 納税額() | | 前課税期間の消費税額の1/2 | 前課税期間の消費税額の1/4 | 前課税期間の消費税額の1/12 |
| 申告・納付期限 | | 課税期間開始後8か月以内 | 課税期間開始後5・8・11か月以内 | 毎月末日の翌日から2か月以内(例外あり) |

仮決算を行い納税額を計算する方法も可能です。

3.住民税・事業税

申告義務・申告方法は法人税に従います。法人税の申告義務がない場合は住民税・事業税も申告義務はなく、また、例えば法人税で前年度実績による中間申告の方法を採用した場合は住民税・事業税でも同様の方法によらなければなりません。

上記の中間申告により納付した税額は、確定申告により計算した年税額から差し引きを行い、差額を確定申告時に納付することになります。中間申告による納税額が年税額を上回る場合は、上回った分は還付が受けられます。